

平成30年度 第1回 印西市青少年問題協議会  
会 議 次 第

日 時：平成30年7月5日（木）  
午前10時から

場 所：印西市役所 4階 41会議室

- 1 開 会
- 2 任命書交付
- 3 会長（市長）あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 職員紹介
- 6 講 演 「印西市における青少年犯罪の状況について」  
講師：印西警察署 生活安全課 <sup>うら</sup>裏 <sup>まさと</sup>正人 様
- 7 会議録署名委員の指名
- 8 議 事
  - (1) 平成30年度青少年健全育成関係事業について
  - (2) その他
- 9 その他
- 10 閉 会

## 印西市青少年問題協議会委員名簿

平成29年4月 1日から  
任期  
平成31年3月31日まで

No.	氏 名	備 考
1	オオキ ヒロシ 大木 弘	関係行政機関職員 (印西市教育委員会教育長)
2	イシダ タケヒロ 石田 武弘	関係行政機関職員 (印西警察署長)
3	サトウ ケイコ 佐藤 桂子	学識経験者 (保護司)
4	セキ トモユキ 關 智之	学識経験者 (小林小学校校長)
5	オガワ キミコ 小川 君子	学識経験者 (女性の会)
6	ツシマ ユカ 對馬 由佳	学識経験者 (青少年相談員)
7	カタツメ ヒデタカ 片爪 英隆	学識経験者 (子ども会育成連絡協議会)
8	オオワダ ユリヨ 大和田 百合子	学識経験者 (市PTA連絡協議会代表)
9	イタクラ マサオ 板倉 正直	市 長

※但し、8番委員については、平成30年5月10日から平成31年3月31日までとする。

## 平成30年度 青少年健全育成関係事業

### 《社会教育》

- 1 地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業  
開設状況 6中学校区（H30.6.1現在）  
（船穂中学校，木刈中学校，小林中学校，西の原中学校，本埜中学校，滝野中学校）

### 《家庭教育》

- 1 家庭教育学級
  - (1) 家庭教育学級の開催（各幼稚園，小中学校毎に開催）（H30.6.1現在）  
学級数 45学級（必修（全校）31学級，学年（任意）14学級）
  - (2) 学年家庭教育学級への助言  
運営・活動計画に関する相談や助言を家庭教育指導員と社会教育主事で行う。
  - (3) 家庭教育シアターフォーラム（定期開催年6回，出前開催随時）との連携  
視聴覚教材を活用した講座の実施
- 2 家庭教育学級主事会議  
各幼稚園長・小中学校教頭先生を家庭教育学級主事として委嘱し，家庭教育学級を円滑に運営できるよう会議の実施  
第1回 4月16日（月），第2回 2月予定
- 3 家庭教育学級運営委員研修会  
各学級の代表者を対象として，予算・学習計画・実施運営方法等について研修の実施  
第1回 4月26日（木），第2回 2月予定

### 《青少年教育》

- 1 放課後子ども教室推進事業
  - 本埜第二小学校 13回／年 26人
  - 滝野小学校 13回／年 64人
  - 船穂小学校 48回／年 24人
- 2 「こども110番の家」の設置・推進
  - こども110番運営委員会 6月1日（金），年1回
  - 協力家庭数 1，461件（H30.6.1現在）
- 3 社会を明るくする運動青少年健全育成大会
  - 7月8日（日） 印西市文化ホール

#### 4 大学連携事業

- 順天堂大学生涯学習公開講座（酒々井町と共催）
- 10月中旬から12月中旬の日曜日、計4回実施
- 対象 30人（市内小学1～6年生の親子15組）
- 種目 レクリエーション、サッカー、陸上競技、バスケットボール（H29年度）
- 情報提供 9月1日号広報・HP掲載（予定）

#### 5 青少年問題協議会の開催

- 第1回 7月5日（木）

#### 《その他》

##### 1 青少年関係団体の主催事業への支援・協力

###### (1) 青少年相談員連絡協議会

- 青少年ふれあいキャンプ 7月28日（土）～29日（日） 県立鴨川青年の家

- 印旛地区少年の日・地域のつどい大会 9月24日（月・祝）

酒々井中学校体育館

- 青少年長縄とび大会 1月27日（日） 松山下公園総合体育館（予定）

- 各小・中学校区単位による地域活動の実施

###### (2) 子ども会育成連絡協議会

- 育成者講習会（安全講習会） 4月26日（木）

- ジュニアリーダー主催事業 9月

- 市子連主催事業 10月

- ジュニアリーダー養成講座 12月

## 平成30年度 児童生徒の安全確保についての取組

印西市教育委員会指導課

### 1 通学路の安全確保

- (1) 安全マップの作成
- (2) 防犯ブザーの貸与
- (3) 防災課と連携した防災無線（児童の声）
- (4) パトロールと登校指導
  - ・教職員，PTA，地域の見守り活動，スクールガード等
  - ・市民活動推進課，交通安全指導員，指導課
- (5) PTA 活動や地区の自治会の活動
  - ・看板設置
  - ・こども110番の家
- (6) 「印西市通学路交通安全プログラム」に係る通学路の危険箇所抽出とその対策
  - ・土木管理課（印旛土木事務所），建設課，市民活動推進課，指導課，印西警察との連携

### 2 学校一斉送信メールの活用

- ・保護者に不審者情報等を配信

### 3 安全教育指導

- (1) 安全マップの活用
- (2) 交通安全教室（全小中学校で開催，市民活動推進課と交通安全指導員との連携）
- (3) 防犯教室の開催（全小中学校で開催，北総地区少年センターが講師）
  - ・小学一年生は不審者対応等，中学二年生は薬物乱用や SNS 利用の危険性等
- (4) 学校防災計画に沿った避難訓練実施
  - ・火災
  - ・地震
  - ・不審者侵入
- (5) 学校独自の取組
  - ・警察と連携した防犯教室
  - ・携帯会社と連携した SNS 講座
  - ・教育センター職員を講師とした SNS 講座

# 地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
  - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三十三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕  
(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○印西市青少年問題協議会条例

昭和38年 9 月 28日 条例第12号

**改正**

平成 8 年 3 月 26日 条例第69号

平成12年12月25日 条例第33号

平成26年 3 月 20日 条例第 4 号

印西市青少年問題協議会条例

(設置)

**第 1 条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。）に基づき、印西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議する。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及び区域内にある関係行政機関諸団体に対し、意見を述べることができる。

(組織及び会議)

**第 3 条** 協議会は、会長及び委員 1 0 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、任期を 2 年とし、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命する。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 会長は、会務を総理する。

6 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

8 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 専門委員は、学識経験がある者のうちから市長が任命する。

1 0 委員及び専門委員は、非常勤とする。

1 1 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

**第 4 条** 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

**第 5 条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 3 月 26 日 条例第 69 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 12 月 25 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に印西市青少年問題協議会の委員（以下「委員」という。）である者は、引き続き改正後の印西市青少年問題協議会条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

